

特許制度に代表される産業財産制度は

- (1) 開発された優れた研究成果を権利化し（権利設定）
- (2) 産業財産権の活用などによって、研究開発の費用を回収し（権利活用）
- (3) そして再び新しい研究開発に役立ててもらおう（知的創造）

という、知的創造サイクルの原動力となっています。

そして、我々審査官・審判官が

まさに「権利設定」という重要な役目を担っております。

一方、日頃の審査・審判実務を通して

知的創造サイクルの「知的創造」や「権利活用」の現状を伺い知る機会は
そう多くはありません。

身近な知的財産権

そこで、本号では、日頃我々が審査・審判で携わっている技術が
発明者の努力の下、どのような過程を経て発明が創造されるに至り
或いは、権利設定された産業財産権がどのように社会で利用、活用されているのか等
知的創造サイクルの「知的創造」や「権利活用」の各場面にスポットをあて
日々の生活で接することの多い技術分野でご活躍の方々に、ご意見を頂きました。
審査官・審判官という、知的創造サイクルの「権利設定」を担う者としての
役割を考える上での一助となることを願っています。

